

指名停止の状況

業者名 (本店所在地)	指名停止の期間	要領適用条項	指名停止の理由
矢作建設工業株式会社 (名古屋市東区)	令和2年7月3日から 令和2年8月2日まで (1か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項 ・別表第1第8号 	<p>令和元年8月16日、名古屋市中区のマンション建設現場で、台風の接近前に強風対策でクレーンのアームをワイヤで台座に固定させる際、誤った箇所にワイヤを取り付けたため、アームが折れ作業員が巻き込まれて死亡したとして、令和2年5月8日、名古屋簡易裁判所より業務上過失致死罪で現場責任者であった矢作建設工業株式会社の社員が罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>したがって、契約の相手方として不相当であると判断し、矢作建設工業株式会社に対して指名停止を行う。</p>